

地域包括支援センター、ケアマネジャー向け 地域リハビリテーション関係 Q&A

Q1 家庭訪問を実施する場合、地域リハビリテーション支援拠点への相談費用はかかりますか。また、コーディネーターの交通費はかかりますか。

A 地域リハビリテーション支援拠点への相談は、コーディネーターの交通費も含め無料です。

Q2 地域リハビリテーション支援拠点は、同行訪問以降どのように関わりますか。

A 必要に応じてカンファレンスへの出席やサービス提供事業者への助言を行う等、フォローアップを行います。関わりは原則 3 か月を予定していますが、その後も必要に応じてフォローアップを行います。

Q3 同行訪問した際、リハビリ（理学療法や作業療法）を行ってもらうことは可能でしょうか。

A 訪問時に、地域リハビリテーション支援拠点が利用者に対し、医師の指示が必要となる理学療法や作業療法は実施しません。利用者宅への訪問やカンファレンスへの同席等を行う中で、サービスの導入に必要な評価や、サービス内容の調整等をケアマネジャーと一緒に考えながら、訪問リハビリ等必要なサービス利用に向けた助言を行います。

Q4 同じ方の件で、地域リハビリテーション支援拠点が支援する度に、申込書は必要ですか。

A 一度申込書を提出いただきましたら、訪問等の度に申込書を提出いただく必要はありません。いったん終結（原則 3 か月）した後に再度相談いただく場合は、改めて提出をお願いします。

Q5 地域リハビリテーション支援拠点に相談する際、どの事業所に相談したらよいですか。担当のエリアはありますか。

A お近くの拠点事業所であれば、どちらの拠点でもご相談をお受けします。相談内容に応じて、担当する拠点事業所を調整する場合があります。

Q6 居宅介護サービス事業所の所在地が市内の場合は、市外の利用者について、地域リハビリテーション支援拠点に相談することは可能でしょうか。

A 地域リハビリテーション支援拠点は、川崎市民を対象としていますので、市内事業者であっても原則相談を受けることはできません。

Q7 地域リハビリテーション支援拠点と、地域リハビリテーションセンターの違いはありますか。どちらに相談したらよいですか。

A ケアマネジャー等がリハビリ専門職に相談したい場合、原則として地域リハビリテーション支援拠点が相談窓口になります。補装具・日常生活用具の評価・判定等が必要な場合は、地域リハビリテーションセンターに繋がります。